

《注意》あくまでも一例ですので、以下の文案に捉われる必要はありません。

## 会則の例

### （目的）

第1条 本会は、会員相互の連帯と親睦を深め、生活環境の充実及び社会福祉の増進に寄与し、住み良いまちを目的とする。

### （名称）

第2条 本会は「〇〇会」と称する。

### （区域及び会員）

第3条 本会の区域は〇町〇丁目〇番〇号から〇番〇号までの区域とする。

2 会員は、前項に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

3 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

4 本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

### （事務所の所在地）

第4条 本会の事務所は〇町〇丁目〇番〇号に置く。

### （事業）

第5条 本会は、第1条に掲げる目的達成のため、次の事業を行う。

- （1）防犯、防火に必要な事業
- （2）文化、体育の発展及び向上に必要な事業
- （3）福祉、厚生に必要な事業
- （4）交通安全に必要な事業
- （5）その他目的達成に必要な事業

### （役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 〇名
- （3）会計 〇名
- （4）監事 〇名
- （5）区長 〇名
- （6）班長 〇名
- （7）専門部長 〇名

### （役員を選出）

第7条 各役員は、総会で互選により選出する。

### （役職の職務）

第8条 会長は本会を代表し、会議を招集し、その会務を総括する。

- （1）副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。
- （2）会計は、本会の会計事務を行う。
- （3）監事は、会計及び事務を監査する。
- （4）区長は、各区における会議の総務を行う。
- （5）班長は、各班における総務を行う。
- （6）専門部長は各専門部を代表し、専門の業務を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は総会ならびに役員会とする。

2 総会は年〇回とし、会長が招集する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 役員会は第5条の役員を持って構成し、必要に応じて会長が招集する。

(総会議決事項)

第11条 総会は次の事業を議決する。

- (1) 予算、決算に関する事
- (2) 事業に関する事
- (3) 会則に関する事
- (4) 会費に関する事
- (5) 役員選出に関する事
- (6) その他必要と認めた事

(役員会)

第12条 役員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に関する事
- (2) 重要な会務の執行に関する事
- (3) その他必要と認めた事

(会計)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(資産)

第14条 本会が保有する資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

2 資産の取得・処分及び運用の基本的事項は総会決議によりこれを定める。

(会費)

第15条 本会の会費は、1世帯月額〇〇〇〇円とし、年度当初に納付する。

附則 この会則は平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。